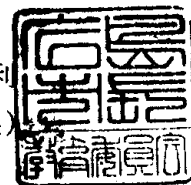


広島市教施第70号
平成19(2007)年7月3日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(教育委員会施設課)



平成13・15年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への対応結果について
(報告)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので、報告します。



〔監査の意見内容〕

二葉の里市有地整備事業用地（広島市土地開発公社）**(1)平成13年度出資法人における補助事業及び委託事業の実施状況**

未利用地の売却促進及び有効活用については、広島市としても具体的な歳入確保の方策として財政健全化計画に位置付けている。当該土地についても取得依頼元である教育委員会はもとより、全庁的に当該未利用地の利用計画及び再取得計画を鋭意検討し、その結果、今後の利用計画がないと判断した場合には、協力を得た地元に対して状況の変化を説明し理解を求め、積極的に売却を推進する必要がある。

(2)平成15年度出資団体に係る出納その他の事務の執行状況**ア事業用地の活用策の早期決定について**

一刻も早く事業化して当該土地を市が買い取ることが望まれるが、買取りが困難な場合には、速やかに民間への売却手続きを進める必要がある。

イ全市的な有効活用方策への取組みについて

教育委員会での有効活用の模索には限界があるとともに、多額の利息負担が発生していることから、より積極的に逼迫感を持って、定期的に対面協議で有効活用策を検討すべきである

ウ面積按分による造成工事負担について

グラウンドの造成工事費についてグラウンド部分の市有地と斜面・崖部分の公社所有地で単純に面積按分している。広島市が計画どおり再取得すれば問題とはならないが、事業そのものが中止されたため、結果的に造成費の分だけ市の負担が緩和された一方、将来の再取得予定地を実勢以上に高く評価して財政負担が先送りされたと言える。明らかに価値の低い土地を含む事業用地の再取得に当たっては、適正額による再取得が可能となるよう事務取り扱いを変更又は明確にすべきである。

エ平成6年3月の先行取得用地についての追加工事の意味決定について

工事の意味決定を行う段階で、小学校建設事業についてさらに進んだ議論が必要であったと考えられる。

〔対応結果〕

(1)、(2)ア事業用地の活用策の早期決定について、(2)イ全市的な有効活用方策への取組みについて

平成16年3月、長期保有土地の取扱いを全市的に検討するため、「土地開発公社長期保有地の取扱方針に関する検討会議」を設置し定期的に検討を行った。その結果、当該土地については、当初の小学校建設という事業目的は喪失していることから、「他の用途で再取得を検討する土地」に分類したうえで、金利負担の軽減を図るため、平成17年3月に再取得した。

また、同検討会議において全市的に利用方法の検討を行ってきたが、恒久的な活用策は出ず、引き続き市民が利用できる広場として暫定利用中である。

なお、平成18年には地元から「多目的運動広場等としての利用を求める要望書」が提出されるなど、売却に関して地元の理解を得ることは困難と考えられるため、今後も利用計画の促進について関係部署との連携を図る。

(2)ウ面積按分による造成工事負担について

将来的に市が取得することが前提となっていることから、面積按分による配賦としたものである。

(平成17年3月に広島市土地開発基金により再取得)

(2)エ平成6年3月の先行取得用地についての追加工事の意味決定について

グラウンド造成を決定した時点においては、母体校である牛田小学校の児童数は、昭和58年の分離決定時と比較して減少はしているものの、依然として過大規模校であり、将来的にもこの傾向が継続する見込みであった。そうした状況の中、当該地に土砂の流出等が発生したため、部分的に補修を行い対応していたが、その後の災害が発生する可能性が高くなったため、近隣住宅への防災対策として実施したものである。